

## 「ガレリア×ギャラリー」使用許可申請について

ガレリア・ユギ 5 階「ガレリア×ギャラリー」(以下「本ギャラリー」という。)の使用を希望するものは、別紙「ガレリア×ギャラリー」使用許可申請書を提出し、多摩ニュータウン開発センターの承認を受けること。

なお、使用許可の条件等は下記のとおり。

### 記

#### (使用目的)

本ギャラリーの使用・展示内容は、公共性及び品位、当社の信頼性を損なうことのないものとし、次の各号に掲げるものについては許可しない。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治性または宗教性のあるもの
- (4) 社会問題その他についての主義、主張に当たるもの
- (5) 青少年保護及び健全育成にとって適切でないもの
- (6) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (7) 使用者が反社会的勢力に該当するとき、及び使用内容が反社会的内容であると株式会社多摩ニュータウン開発センター(以下「センター」という。)が認めたとき。
- (8) その他、使用が適当でないとセンターが認めたとき。

#### (展示閲覧可能時間)

本ギャラリーの閲覧可能な時間は、ガレリア・ユギの開館時間と同様とし、原則 10 時から 22 時までとする。

なお、ビル設備の故障・点検や自然災害などの場合、閲覧を制限する場合がある。

#### (申請方法)

本ギャラリーの使用を希望するものは、展示内容、展示期間等についてセンター広報担当と十分事前協議の上、使用日の1週間前まで別紙「ガレリア×ギャラリー使用許可申請書」をセンターに提出し、承認を得ること。

#### (備品の貸し出し)

本ギャラリーの使用にあたり、設置してある備品等のほかセンターから以下の備品を無料で借りるところができる。

なお、その場合品名、数量を「ガレリア×ギャラリー」使用許可申請書」に明記する。

## ●備品名

長テーブル  
ロープパーテーション  
吊り下げ用ワイヤー

### (禁止行為)

- (1)壁紙や施設・設備に、画鋲等で穴をあけること。
- (2)センター指定の両面テープ以外の粘着テープを使用すること。  
なお、使用にあたっては壁紙にダメージを与えないよう十分配慮すること。
- (3)壁紙や施設・設備にインクなどで汚損させる恐れがある展示を行うこと。
- (4)火気の使用や飲食を伴う展示を行うこと。
- (5)その他、使用方法については、事前にセンターと十分協議すること。

### (使用料)

本ギャラリーの使用は、①②③④の区画(別紙、「区画図」参照)ごととする。

本ギャラリーの使用期間は、1週間、または1か月を単位とし、1区画当たりの使用料は下記のとおり。

1週間使用の場合 10,000円(税別)

1か月使用の場合 30,000円(税別)

なお、公共性の高いもの及びセンターが特に認めたものについては、減額または無料とすることができる。

### (使用料の支払い方法)

使用料は、センターの発行する請求書により、使用日の前日までに指定口座に振り込む。

なお、振込手数料は使用者が負担する。

### (キャンセルと返金)

センターに振り込まれた使用料は原則として返金しない。ただし、自然災害やビル設備の故障・点検など使用者の責めによらない不可抗力により使用が出来なかった場合は全額または一部を返金する。

なお、返金方法は、原則として使用者の指定する銀行口座へ振込をする。この場合、前納金額から振込手数料を差し引いて返金する。

### (展示物の保安)

ガレリア×ギャラリーに展示した物品等の保安は、監視カメラのほか警備員の巡回

により行うが、紛失や棄損等があった場合については、センターは一切の責任を負わない。

(転貸・譲渡の禁止)

使用者は、本ギャラリーの使用について第三者に譲渡または転貸してはならない。

(使用に関する届出等)

本ギャラリーの使用に際して行政等に対する申請・申告・届出が必要な場合は、すべて使用者が行うものとする。

(原状復帰)

使用者は、本ギャラリー使用終了までに全て原状に復帰し、センターの確認を受けなければならない。

(損害賠償)

センターは、本ギャラリー使用中の盗難および事故等の責任は一切負わない。

本ギャラリーの使用にあたり、建物、設備、備品(センターから貸し出したものを含む)、器具等を汚損、損傷、滅失した場合は、何人の所為であることを問わず、使用者が賠償の責を負うものとする。

2024年10月1日